

# 簡易専用水道のしおり



京田辺市上下水道部上水道課

## 簡易専用水道とは

市町村などの水道から供給を受ける水のみを水源とし、この水を一旦受水槽に受けた後、建物内の各場所に給水する水道で、受水槽の有効容量（複数ある場合はその合計）が10立方メートルを超えるものを『簡易専用水道』といいます。（水道法第3条第7項）

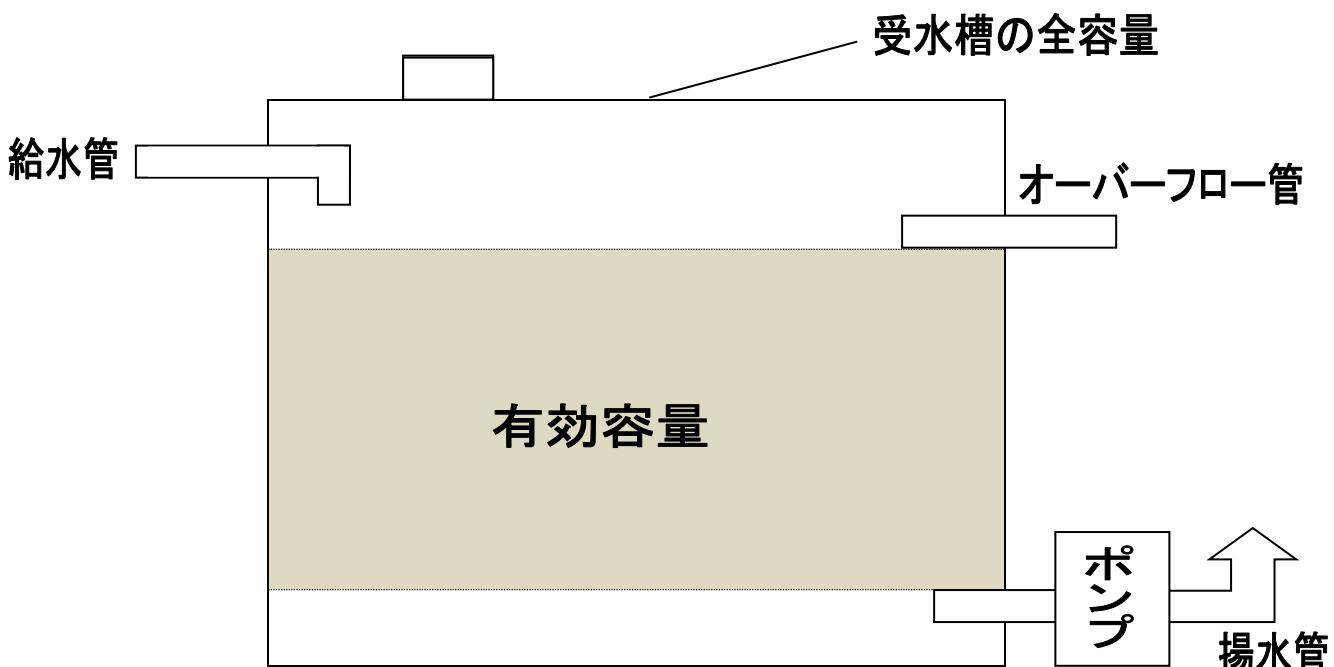
受水槽の有効容量の合計が10立方メートル以下のものは、『小規模貯水槽水道』といいます。罰則はありませんが、設置者は簡易専用水道の管理基準に準じた方法にて、適正な管理に努めなければなりません。

※ ただし、次の場合は簡易専用水道及び小規模貯水槽水道には該当しません。

- ・全く飲み水として使用しない場合
- ・受水槽に貯める水の全部又は一部が水道水以外の場合

## 受水槽の有効容量

受水槽の有効容量とは、受水槽の容量のうち、有効に使用しうる部分の容量をいいます。（通常はオーバーフロー管の下端が最高水位、揚水管の上端が最低水位となり、その間に貯留される容量）なお、高置水槽の容量は含みません。



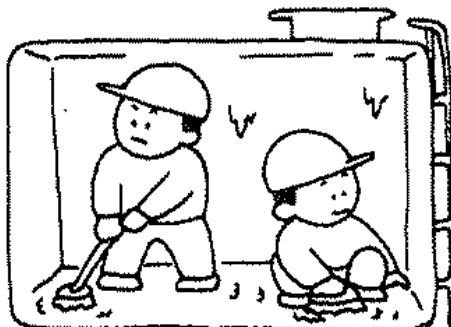
## 簡易専用水道の管理

簡易専用水道の設置者は、いつでも安全で衛生的な水が供給されるよう、水道法で定める基準に従って簡易専用水道を管理することが義務付けられています。

### ■管理基準を守ること（水道法34条の2第1項の規定による管理基準）

#### ○水槽の清掃

受水槽、高置水槽の掃除を毎年1回以上、定期に行ってください。



#### ○施設の点検と改善

水槽の亀裂等によって有害物質や汚水等による汚染が生じないように点検を行い、欠陥を発見したときは速やかに改善してください。地震、凍結、大雨等水質に悪い影響を与える恐れのある事態が発生したときも速やかに点検を行ってください。



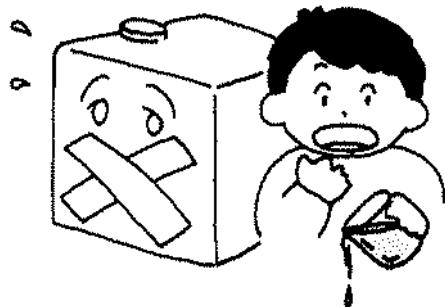
#### ○水質の管理

蛇口からでる水の色、濁り、におい、味等の外観や残留塩素について定期に点検し、異常を認めたときは必要な水質検査を実施してください。



## ○給水の緊急停止

供給する水が人の健康を害するおそれがあることがわかったときは、直ちに給水を停止し、この旨を利用者等の関係者に周知して下さい。また、同時に京田辺市上下水道部上水道課にその状況を連絡して下さい。



## ■ 定期(法定)検査を受けること

(水道法第34条の2第2項の規定による簡易専用水道の定期検査)

簡易専用水道の設置者は、毎年1回以上、定期に厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼し、簡易専用水道の管理状況について検査を受けることが義務付けられています。

検査を怠った場合、罰則が適用されることがありますので注意してください。 (水道法第54条)

## ○検査内容

### (1) 施設の外観検査

水槽（受水槽、高置水槽）の周囲の状態及び水槽内の状態について検査します。

### (2) 水質検査

給水栓（蛇口）の水について、におい、味、色、濁り及び残留塩素の有無を検査します。

### (3) 書類検査

水槽の清掃記録等、維持管理についての帳簿の備え付け、保管の状態について検査します

## ○検査結果

検査機関は、検査終了後、検査結果を簡易専用水道の設置者に提出しますので、その結果書は3年間保存してください。

また検査の結果、管理及び衛生上問題があると認められた場合は、速やかに改善してください。

## ○検査機関（水道法第34条の2に係る登録検査機関）

下記の厚生労働省のホームページを参照してください。

[「http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a.html」](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a.html)

## ■簡易専用水道の設置等の報告

設置者の方は、簡易専用水道を設置するときや、構造を変更するときなどの場合には京田辺市簡易専用水道管理運営指導要領に基づき、京田辺市上下水道部上水道課に報告をしてください。

### （1）簡易専用水道設置報告書

設置者が簡易専用水道を使用して給水を開始しようとするとき。

### （2）簡易専用水道構造等変更報告書

設置者が簡易専用水道の主要な施設の位置及び構造を変更しようとするとき。

### （3）簡易専用水道氏名等変更報告書

設置者の住所、氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を変更したとき。

### （4）簡易専用水道休止（廃止）報告書

簡易専用水道の使用を長期にわたり休止し、又は廃止したとき。

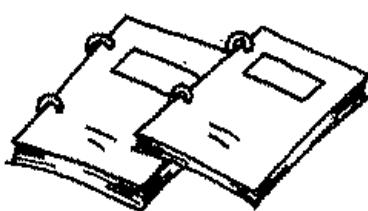
### （5）水質検査結果の報告

水質に異常があると感じて、その安全性を確認するため水質検査を実施したとき。

### （6）給水停止（水質事故）報告書

供給する水が人の健康を害するおそれがあるため給水停止措置を行ったとき、又は給水の水質に関する事故が発生したとき。

また、報告書の書類、図面、法定検査、掃除の記録等については、京田辺市簡易専用水道管理運営指導要綱に従って指定期間保存して下さい。



**令和元年10月**

**京田辺市上下水道部上水道課**

**京都府京田辺市興戸犬伏18-1**

**TEL 0774-62-0401**

**FAX 0774-63-4783**